

筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則

令和2年3月31日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号級)

第3条 条例第6条の組合規則で定める基準は別表のとおりとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第4条 条例第7条において準用する筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和48年条例第3号。以下「給与条例」という。）第7条に規定する組合規則で定める期日（以下「給料の支給日」という。）は、当該月の21日とする。ただし、当該日が筑西広域市町村圏事務組合の休日定める条例（平成元年条例第8号）第1条第1項第1号及び第2号に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日に最も近い休日でない日とする。

2 給料の支給日後において新たにフルタイム会計年度任用職員となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員には、その際給料を支給することができる。

3 特別の事情により、第1項及び前項の規定により難いと認められる場合は、第1項及び前項の規定にかかわらず、管理者は、その給料の支給日を変更することができるものとする。

第5条 フルタイム会計年度任用職員が給与条例第7条の規定による給料の計算期間（以下「給与期間」という。）の途中において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定に基づく停職（この条及び第18条において「停職」という。）にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合は、その給与期間中の給料をその際支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第6条 条例第8条の規定において準用する給与条例第11条に規定する地域手当の支給は、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 条例第9条の規定により準用する給与条例第11条の3に規定する通勤手当

を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤職員の例による。ただし、同条第2項第2号の組合規則で定める額については0とする。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の支給)

第8条 条例第10条の規定において準用する給与条例第13条の規定による時間外勤務手当、条例第11条の規定において準用する給与条例第14条の規定による休日勤務手当、条例第12条の規定において準用する給与条例第15条の規定による夜間勤務手当の支給は、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第9条 条例第10条の規定において準用する給与条例第13条第1項の組合規則で定める割合、同条第3項の組合規則で定める時間及び組合規則で定める割合並びに同条第4項に組合規則で定めるものについては、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第10条 条例第11条の規定において準用する給与条例第14条の組合規則で定める日及び組合規則で定める割合については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直勤務手当)

第11条 条例第13条の規定において準用する給与条例第17条第1項の規定による組合規則で定める額及び同条第2項の規定による宿日直手当の勤務については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第12条 条例第15条の規定において準用する給与条例第19条から第19条の3までの規定による期末手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給料額の算出)

第13条 条例第17条の組合規則で定める時間は、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則(昭和53年規則第2号)第22条第2項の規定を準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第14条 条例第20条第2項の組合規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第20条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125
 - (2) 条例第20条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135
- 2 条例第20条第3項の組合規則で定める割合は、100分の25とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第15条 条例第21条第2項の組合規則で定める割合は、100分の135とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給の日は、次の表左欄に掲げる基準日の区分に応じ、同表右欄に定める日とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、当該休日前でこれに最も近い 休日でない日とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月15日

- 2 前項に定めるもののほか、条例第24条において準用する給与条例第19条から第19条の3までの規定による期末手当を支給される範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

3 条例第 24 条第 1 項の 1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として組合規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間の 1 週間当たりの平均時間が 15 時間 30 分未満の者とする。

4 条例第 24 条第 1 項において読み替えて準用する給与条例第 19 条第 4 項の規則で定める額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 条例第 20 条に規定する時間外勤務に係る報酬の額

(2) 条例第 21 条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(3) 条例第 22 条に規定する夜間勤務に係る報酬の額

(4) 条例第 25 条に規定する特殊勤務に係る報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第 17 条 条例第 26 条第 1 項に規定する組合規則で定める期日（以下「報酬の支給日」という。）は、月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては当該月の 21 日とし、日額又は時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては翌月の 20 日とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、当該日前において、当該日に最も近い休日でない日とする。

2 報酬の支給日後において新たにパートタイム会計年度任用職員（月額で報酬が定められている者に限る。以下この項及び次条において同じ。）となった者及び報酬の支給日前において離職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員には、その際報酬を支給する。

3 特別の事情により、第 1 項及び前項の規定により難いと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、管理者はその給料の支給日を変更することができるものとする。

第 18 条 パートタイム会計年度任用職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の報酬は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が報酬の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、当該給与期間中の報酬をその際支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給)

第 19 条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬は、当該月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、当該報酬の支給日において支給することができないときは、当該日後において支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合は、当該離職し、又は死亡した日までの分をその際、支給することができるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬額の算出)

第 20 条 条例第 27 条第 1 項第 1 号の組合規則で定める時間は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の休暇時の報酬)

第 21 条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、有給の休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間を勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

(補則)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡を考慮し、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表

職種	基礎号給	上限号給
事務補助職（労務職を含む）	1	1